

横浜市金沢産業振興センター

植栽管理業務委託仕様書

公益財団法人横浜企業経営支援財団

横浜市金沢産業振興センター植栽管理業務委託仕様書

1 目的

横浜市金沢産業振興センター敷地内の樹木剪定、除草及びその他必要な作業を行い環境の整備を図ることを目的とする。

2 用語の定義

この仕様書における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 甲：公益財団法人横浜企業経営支援財団をいう。
- (2) 乙：植栽管理業務を甲から受託する者をいう。

3 履行場所

横浜市金沢区福浦1-5-2 横浜市金沢産業振興センター

4 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

5 植栽管理業務内容

(1) 消毒業務

高木、灌木、芝等の病虫害防除のため殺虫剤の散布を行い、散布にあたっては天候等に留意し、むらなく散布を行うものとする。

(2) 芝の刈込み業務（サブグラウンド6回）

刈取り等にはパワーモアー等を利用し、道路等に張り出した芝生も刈取るものとする。

(3) 除草業務（植込地4回）

植込地内の雑草除草を行い、根土はよく落とし除草するものとする。

(4) 剪定業務（上木剪定2回・中木剪定1回、下木刈込み1回）

剪定は枯枝除去及び無駄な徒長枝、からみ枝の剪定とし、自然樹形を保つものとする。

刈込みは枝の密生した箇所は中すかしを行い、刈地原形を考慮しつつ樹冠周縁の小枝を輪郭線を作りながら刈込むものとする。

6 その他

- (1) 乙は作業計画をあらかじめ綿密に設定し、実施にあたってはそれら作業計画に基

づき作業基準を定め、関係諸法令を遵守して所定の業務を遂行する。

- (2) 現場と仕様が異なる場合は、現場優先とする。
- (3) 作業に必要な器具、用具、その他消耗品及び作業車等は乙の負担とする。
- (4) 乙は作業実施にあたり、施設利用者の妨げにならないように留意し、用水及び電力の使用は必要最小限にとどめ、火気に十分注意する。
- (5) 乙は作業実施にあたり、敷地内の建物、設備等を傷つけないよう十分に注意する。
- (6) 乙は作業実施の際、生じたゴミ、除去した枝葉、雑草等が下水溝等に詰まらないよう十分に注意する。
- (7) 乙は作業の開始及び終了報告を甲に行うものとする。
- (8) 乙は作業実施にあたり、事故等が発生した場合は直ちに甲に報告し、その指示に従うものとする。
- (9) 乙の責に帰すべき理由により施設等に損害を及ぼした場合は、乙の負担において現状に復するものとする。
- (10) 甲から緊急要請があった場合、乙は速やかに履行場所で対応出来ることとする。
- (11) 作業範囲に追加が発生した場合は、別途甲より発注する。
- (12) その他、疑義が生じた場合は、甲・乙協議して解決する。

植栽管理業務作業基準

作業内容	作業基準	実施予定月
(1) 消毒業務		
上木	73本	5月
中木	56本×2回	5・8月
下木	850㎡×2回	5・8月
(2) 芝の刈込み業務		
サブグラウンド	2,790㎡×6回	4・5・6・7・8・10月
(3) 除草業務		
植込地	1,800㎡×4回	4・6・8・10月
(4) 剪定業務		
上木	40本	7・1月
中木	43本	5月
下木	850㎡	5月
(6) 処分費		
処分費	18,000kg	通年